

平成28年度茨城県総合がん対策推進モニタリング調査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成28年度茨城県総合がん対策推進モニタリング調査を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(調査の目的)

第2条 この調査は、県民の栄養摂取状況、生活習慣及びがんに関する意識・行動の状況の実態を把握し、「茨城県総合がん対策推進計画―第三次計画―」及び「第2次健康いばらき21プラン」の効果を確認するとともに、次期計画策定の基礎資料とすることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「世帯」とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持する単身者をいい、「世帯員」とは「世帯」を構成する者をいう。

2 この要綱において、「世帯の代表者」とは、住居及び生計を共にする者の集まりのうち、特に住居及び生計について代表して把握する者をいう。

(調査対象地区と客体等)

第4条 平成22年の国勢調査調査区（平成28年国民健康・栄養調査調査地区を除く。）より抽出した5地区及び平成28年の国民健康・栄養調査調査地区の世帯及び世帯員を調査客体とする。

2 調査地区の抽出については、平成22年の国勢調査調査区（平成28年国民健康・栄養調査調査地区を除く。）から保健所管轄区域の人口比及び市町村別人口比を元に標本数を決定し、調査区番号で任意抽出する。

3 知事は、前項の規定により抽出した調査地区より調査客体を選定したときは、当該選定に係る者に対し、当該調査にかかる調査世帯に選定された旨及び依頼すべき調査内容について通知するものとする。

(調査項目及び対象年齢)

第5条 本調査は、栄養摂取状況調査、生活習慣調査及びがんに関する意識・行動調査で構成し、各調査項目及び対象年齢は下記のとおりとする。

(1) 栄養摂取状況調査

平成28年国民健康・栄養調査と同一の食事記録法による調査及び簡易型自記式食事歴法質問票（BDHQ）による調査を併用する。

(2) 生活習慣調査

平成28年国民健康・栄養調査と同一とする。

(3) がんに関する意識・行動調査

身長、体重及びがんに関するアンケート調査とする。

2 調査対象客体の年齢については、(1)のうち食事記録法による調査に関しては、平成28年国民健康・栄養調査と同一とし、簡易型自記式食事歴法質問票（BDHQ）による調査及び(2)、(3)に関しては満20歳以上の者とする。

(調査期間)

第6条 調査期間は、平成28年10月1日から平成29年3月31日までとする。

- 2 実地調査は、原則として平成28年国民健康・栄養調査の栄養摂取状況調査実施日の前後2週間の期間の平日に実施することとする。

(調査の機関と組織)

第7条 本調査の取りまとめは、保健福祉部保健予防課が行い、実地調査は各調査地区を管轄する保健所が行う。

- 2 保健所においては、栄養士をはじめとする保健所職員及び知事により委嘱された者が実地調査を行う。
- 3 平成28年国民健康・栄養調査調査地区については、国民健康・栄養調査調査員とともに実施する。

(調査票の作成)

第8条 栄養摂取状況調査のうち、食事記録法による調査については世帯の代表者又は食事づくりの担当者が作成することとし、それ以外の調査については世帯員が作成する。

(調査に関する秘密の保持)

第9条 この調査は、心身の状態や周囲の環境、生活習慣等について具体的な情報を取り扱うとともに、多数の関係者が携わるという特色を有することから、対象者に係る情報を適切に取り扱い、その情報を保護するものとする。

(結果の集計及び公表)

第10条 集計及び解析は、保健福祉部保健予防課が行う。

- 2 結果の公表は、集計完了後すみやかに行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については、健康増進法（平成14年法律第103号）及び茨城県統計条例（平成20年条例第45号）の規定によるものとする。

- 2 この要綱の詳細については、別に定める要領によるものとする。

付則

この要綱は、平成28年8月4日から施行する。